

四国森林管理局交渉（全国林野関連労働組合四国地方本部）  
議 事 要 旨

1 日時：平成27年8月5日（水）

17：15～18：15（60分）

2 場 所：四国森林管理局会議室（2階）

3 出席者

四国森林管理局

同

同

同

同

同

同

同

同

入川 修一 総務企画部長

田口 護 森林整備部長

前田 利雄 総務課長

池田 秀明 計画課長

村田 孝彦 資源活用課長

安達 寛巳 森林整備課長

吉良 崇夫 企画官（安全衛生）

小笠原建夫 総務課長補佐（総務）

榛田 力男 総務課長補佐（福利厚生）

9名

全国林野関連労働組合四国地方本部

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

下岡 豊 執行委員長

柳園 幸徳 副執行委員長

宮口 淳一 副執行委員長

梶原 浩二 書記長

川村 之二 執行委員

山本 末満 執行委員

竹内 昭人 執行委員

戸島 勝文 執行委員

小松 浩 執行委員

高岡 英司 執行委員

芹口 竜一 執行委員

11名

4 交渉事項

事業実行に係る労働条件の改善について

5 議事概要

当局）本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づき、円滑な交渉の実施のために予備交渉を実施し、交渉項目、時間、場所等について整理したところであり、職員団体からの意見等については、誠意をもって対応する考えであるのでよろしく願います。

組合) 局・署における各種イベント等や業務に係る休日勤務等が増えている状況にあるが、業務の都合上、指定した振替日に振替を取得できない状況もでてきているところであり、今後の対応方向、振替の考え方を明確にすること。

当局) 週休日に勤務を命ずる場合にあっては、週休制の趣旨、職員の健康・福祉の観点から、振替によることとされ、振替にあたっては、勤務を命ずる必要がある場合の振替の対象となる勤務日の範囲が定められており、当該勤務日の範囲は、勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする前4週、後8週間以内の日とされている。また、週休日が毎4週間につき4日以上なること及び、連続勤務が24日を超えないことと定められている。週休日、休日における各種イベント等の実施にあたり、職員から休日勤務として協力を得る場合においては、当局において業務の調整を行い、職員に対して過度の負担とならないよう、振替や代休日の指定又は超過勤務の命令を適切に行っているところである。

今後においても、超過勤務・振替休日等の勤務管理に努めていく考えであり、週休日、休日における各種イベント等の対応において、職員に過度の負担を生じさせないよう、適切な対応を行っていく考えである。